

## 品川区住宅リフォーム助成条例について

### 1. 目的

区民、マンション管理組合または賃貸住宅オーナーが住宅または共同住宅共用部分について区内中小事業者を利用し、環境への配慮やバリアフリー化、防犯・防災対策等を目的とした住宅リフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を助成することをもって区内在住者の住環境を改善し、あわせて区内中小事業者の仕事の確保、受注の拡大による地域経済の活性化を図る

### 2. 助成対象工事

LED照明器具の設置工事、遮熱性塗装工事、シックハウス対策工事、環境に配慮した内装材等を使用した工事、屋上緑化工事、バリアフリー化工事、防犯・防災対策工事、区の助成制度、保険給付制度を活用した工事（住宅・建築物耐震改修等支援事業、新エネルギー機器導入助成事業、介護保険住宅改修給付、高齢者自立支援住宅改修給付事業、身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業及び、いずれかと同時に行うリフォーム工事で、その合算額が10万円以上。LED照明器具の設置工事のみは、この限りでない。

### 3. 事業者登録の申請

区内中小事業者のうち事業者登録を希望する場合は、事前に区長に申請が必要。ただし、同業組合、商工会議所、防災協議会等、区内所属団体は加入証明書をもって登録できる。また、新エネルギー機器導入助成事業に限っては、登録事業者以外で行うことができる。

### 4. 助成額

- ・LED照明器具設置工事の助成金額は工事費用の50%。助成限度額は、一般住宅は10万円、共同住宅は50万円。
- ・その他の工事の助成金額は工事費用の10%で、助成限度額は一般住宅は20万円、共同住宅については100万円。

### 5. 助成金の申請方法

工事着工前に区長に申請する。